

保護者 様

「新型インフルエンザ（A/H1N1）」は平成 23 年 4 月 1 日より季節性インフルエンザへ移行し、「インフルエンザ」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。従来、解熱後 2 日を経過するまでを出席停止期間とされてきましたが、近年は薬の効果により治癒する前に熱が下がるケースが多く、平成 23 年 12 月、上伊那医師会より「発症（発熱）の翌日より 5 日を経過する日までを出席停止とする」見解が出されました。本校でもこの見解に沿って、出席停止の措置をとりたいと思います。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。しかしながら、5 日を経過しても熱が下がらなかった場合は、再度主治医に指示を求めてください。

治 癒 報 告 書

伊那北高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名 _____

上記の者の下記疾患は、発熱の翌日から数えて 5 日間が経過しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（発熱の症状が出た日） = A	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
発症の翌日から 5 日経過した日 = A + 5 日	年 月 日 (この日まで休む)

年 月 日

保護者氏名 _____ 印